

諮問番号：令和2年度諮問第36号

答申番号：令和3年度答申第3号

答 申 書

第1 審査会の結論

富士吉田市社会福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が令和2年4月30日付で行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第62条第3項の規定による保護停止決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求については棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案概要

1 事案の骨子

本件は、審査請求人が法に基づいた適正な保護決定を行う上で必要な面談を平成25年5月15日以降拒んでおり、真に生活保護を要する状態であるか否か判断することができないため、処分庁が生活保護費の支払区分を口座払いから窓口払いへ変更し、審査請求人に対し処分庁に来所し面談に応じること等の指導指示を行うも、依然として審査請求人は面談に応じない状態であった。処分庁は保護の停止処分を行うため、審査請求人に対し弁明の機会付与通知書を送付するも、審査請求人は指定した弁明の日時場所に現れなかったことから、処分庁が令和2年5月1日から保護を停止とする本件処分を行ったところ、審査請求人が本件処分の取消しを求める審査請求を行ったものである。

2 関連法令等の定め

- (1) 職権による保護の変更については、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。」（法第25条第2項）とされている。
- (2) 保護の停止及び廃止については、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。」（法第26条）とされている。
- (3) 指導及び指示については、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をするこ

- とができる。」（法第27条第1項）とし、「指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならない。」（同条第2項）とされている。
- (4) 生活上の義務については、「被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。」（法第60条）とされている。
- (5) 届出の義務については、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」（法第61条）とされている。
- (6) 指示等に従う義務については、「被保護者は、保護の実施機関が、
（略）第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」（法第62条第1項）とし、「保護の実施機関は、被保護者が前二項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」（同条第3項）とされている。また、弁明の機会の付与について、「保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。」（同条第4項）とされている。
- (7) 不利益処分の理由の提示については、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。」（行政手続法第14条第1項）とされている。
- (8) 法による保護の実施に係る事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務であり（法第84条の5、別表第3）、地方自治法第245条の9第1項及び第3項に基づく処理基準として、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）及び「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）が定められている。

3 前提事実

- (1) 平成24年2月15日、処分庁は、審査請求人に対して生活保護法に基づく生活保護を開始した。
- (2) 処分庁は、平成25年5月15日に審査請求人と面談するも、同日以降、審査請求人は処分庁との面談に応じず、処分庁は適正な保護判断が行えない状況にあった。
- (3) 処分庁は、令和2年1月27日付で、審査請求人に対する生活保護費の支給方法を口座払いから窓口払いに変更した。
- (4) 処分庁は、審査請求人に対し、同年3月4日付、同年3月24日付、同年4月9日付で、富士吉田市社会福祉事務所に来所し面談及び必要な申告を行うこと等の指導指示を行った。
- (5) 処分庁は、審査請求人に対し、同年4月22日付で、弁明の日時を同年4月30日午後3時、弁明の場所を富士吉田市社会福祉事務所とする弁明の機会付与通知書を送付した。
- (6) 審査請求人は、処分庁に対し、同年4月28日付で「体調不良に加え、最低限度の生活も送れていない状況で福祉事務所へたどり着けるような体調ではない」旨の手紙を送付した。
- (7) 処分庁は、審査請求人に対し、同年5月1日を実施年月日とする本件処分を同年4月30日付の保護（停止）決定通知書により通知し、審査請求人は、同日、本件処分を知ることとなった。
- (8) 同年7月30日、審査請求人は山梨県知事に対し、本件処分の取消しを求める本件審査請求を行った。
- (9) 同年12月24日、審査庁は本件審査請求に係る諮問書を当審査会に提出した。

4 争点

- (1) 本件処分の根拠となった指導指示は、違法又は不当なものであるか。
- (2) 本件処分は相当性を欠くものとして、違法又は不当なものであるか。
- (3) 本件処分は手続上の瑕疵がある処分として、違法又は不当なものであるか。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 本件処分の根拠となった指導指示について
 - ア 本件処分の根拠となった指導指示を行う場合の該当性
本件処分は、審査請求人が「令和2年3月4日付富01福祉発第●●●●号、同年3月24日付富01福祉発第●●●●号、同年4月9日付富02福祉発第●●●号により行った指導指示に従わなかった」こ

とを根拠としてなされているが、審査請求人には、指導指示を行う場合として指導指示書に示されている局長通知第11-2のク・シ・スの事項に当たるところはない。

イ 必要最少限度の指導指示

法第27条第1項に基づく指導指示は、「被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならない。」とあるところ、処分庁は、審査請求人に慢性疲労症候群が疑われる等、体調が思わしくないことに加え、処分庁職員に対して恐怖心を抱いているため対応困難な状況にあることを把握していながら、必ずしも必要とまではいえない直接の面談を求めたものであって、審査請求人の自由を尊重した必要最少限度のものとはいえない。また、同項に基づく指導指示の内容が客観的に実現不可能又は著しく困難である場合には、当該指導指示に従わなかったことを理由に法第62条第3項に基づく保護の廃止等を行うことは違法となると解されることから、そのような指導指示に基づく本件処分は違法である。

ウ 具体的聴取内容の明示

単に面接できないという理由だけで来所を求める文書指示を行うことは不相当であり、具体的な聴取内容が明示されていないところ、そのような明示はなかったことから、本件指導指示は不相当である。

(2) 本件処分の相当性について

審査請求人が面談等に応じることはほぼ無理であり、それを処分庁も認識していながら、他の取りうる手段の検討提示等を行わず、審査請求人に対して面談を強いる指導指示に従わなかったことをもって、審査請求人の生活を危機に陥らせる本件処分を行うことは、相当性を欠き比例原則に反する違法な処分である。

(3) 手続上の瑕疵について

ア 理由付記

処分の決定通知書の理由付記の程度は、単に根拠規定を示すのみでは不十分であり、どのような事実に基づいてどのような法的理由(処分の要件)により当該処分が行われたのか、被処分者において十分認識し得る程度に示すことが必要である。本件においては、審査請求人に対して複数の指導指示が出されており、一つの指導指示書に複数の指導指示が記載されているものもあるから、「指導指示違反により停止します」という文言によって処分の理由や根拠が明確であるとはいえない。さらに、処分庁は、9月18日付弁明書において、「法第27条1項に基づく指導指示、法第28条1項に基づく検診命令にも従う様子は認められず、処分庁では極めて悪質であると判断し本件処分を決定し施行した」と主張しており、検診命令に従わなかったことを

本件停止処分の根拠の1つとしたことを明らかにしているが、本件停止処分決定通知には検診命令に関する記載は一切ない。よって本件処分には理由付記の不備が存在し、瑕疵ある行政処分として取消しを免れ得ない。

イ 弁明の機会の保障

処分庁は、令和2年4月22日付「弁明の機会付与通知書（富02福祉発第●●●号）」において、弁明の日時を令和2年4月30日午後3時とし、弁明の場所を富士吉田市社会福祉事務所としている。しかし、審査請求人においては、処分庁への来庁面談は実現困難な状況にあったのであって、上記通知書から8日後に来庁が必要な面談をもって機会の付与とすることは、審査請求人に対する弁明の機会が実質的に保障されているものとはいえない。また、審査請求人には書面による弁明の意思が認められることから、処分庁は審査請求人に弁明の機会を尽くさせるべきであり、少なくとも、同日直ちに本件処分を行うことは、審査請求人に対する弁明の機会付与として十分ではない。

2 処分庁の主張

(1) 本件処分の根拠となった指導指示について

ア 本件処分の根拠となった指導指示を行う場合の該当性

審査請求人が面談に応じなくなってから6年以上経過しているが、一度も資産の申告をしておらず、若年層において6年もの長期間に亘り生計の状況に変化がないと認めることは困難であり、変化があることを前提とすることは当然である。また、生活保護手帳別冊問答集第8収入の認定にて、「収入に変動があったことが推定され、又は変動があることが予想されるとき収入に変動があった場合の届出については、法第61条により法的に義務付けられており」とあることから、局長通知11-2のクに該当する。

法第60条には「被保護者は、常に、能力に応じ勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。」とあるが、審査請求人が能力に応じた勤労を行っているという事実は確認できず、また体調不良を自称しているにも拘わらず検診命令にも従わず病院受診をしておらず、この義務を明らかに怠っていると言えるため、局長通知11-2のシに該当する。

処分庁は、審査請求人の資産状況、身体状態、精神状態、生活環境を把握し適切な支援を行い、保護の目的である自立の助長を行わなければならない。6年以上もの間、一切の情報を提供しない審査請求人に対して面談を求めることは「特に」必要であると認められて然る事

情であり、面談による審査請求人の状況の確認は必要最少限度の内であることから、局長通知11-2のヌに該当する。

イ 必要最少限度の指導指示

局長通知第12では、「要保護者の生活状況等を把握し、援助方針に反映させることや、これに基づく自立を助長するための指導を行うことを目的として、世帯の状況に応じ、訪問を行うこと。」とあり、これを根拠に訪問調査を行う必要があり、訪問調査に応じるように指導指示を行うことは最少限度の内に含まれるものであり、法第27条第2項に抵触するものではない。また、本件指導指示の内容が客観的に実現不可能又は著しく実現困難であったという根拠はない。

ウ 具体的聴取内容の明示

本件指導指示の目的は、単に面接ができないことを理由に来所を求めるものではなく、「生活保護の継続が必要な状態にあるのか」、「適切な支援ができてきているのか」を聴取することを目的としたものであり、審査請求人の状態を全く把握出来ていない状況でこれ以上の理由を明記することは困難である。

(2) 本件処分の相当性について

審査請求人は病院受診をしておらず慢性疲労症候群が疑われるという事実は存在せず、同様に審査請求人の訴える症状に関しても、自称であり処分庁は承認しておらず、訪問調査や来所面談が困難であるとは認識していない。審査請求人による書面は処分庁を拒絶する旨と一方的な主張が書かれているのみであり、電話・留守番電話による伝言に応じたこともなく、処分庁において書面のやりとり等が可能であるとは判断しておらず、面談が必要な状況により指導指示を行っているため、そもそも代替手段を検討する必要がない。また、生活保護を真に要する状態であると判断されれば直ちに生活保護停止を解除する旨は審査請求人に通知しており、審査請求人が危機的状況に陥ったことは審査請求人の意思によるものであり本件処分とは直接関係がない。法第28条第1項に基づく検診命令にも従う様子は認められず、処分庁では極めて悪質であると判断し本件処分を決定し施行した。よって相当性を欠いたものではない。

(3) 手続上の瑕疵について

ア 理由付記

先に令和2年5月1日に停止処分を行うと通知した際に法的根拠は示しており、本件処分が瑕疵のある処分であるとは認識していない。

イ 弁明の機会の保障

弁明の機会の付与については富士吉田市聴聞及び弁明の機会に関する規則に基づき通知日より7日経過後以降に設定しており、弁明の機会の付与は適切に行われている。また、書面による弁明の意思が存在

するならば弁明の機会を付与した日までに弁明書を作成し送付すべきであるが、弁明書の提出もされていない。なお、弁明の機会は、令和2年4月30日午後3時に設けられたものであり、その時刻を経過しても審査請求人が弁明に現れなかったことから、処分庁は「審査請求人は弁明の意思がない」と判断し同日付で生活保護停止決定を行い、翌日5月1日より生活保護を停止としており、弁明の機会は十分に付与されている。

第4 審理員意見の要旨

1 結論

本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

2 理由

(1) 本件処分の根拠となった指導指示について

審査請求人に対する面談や審査請求人からの必要な申告等が長期間行われていない状況は生活状況等の把握を困難とするものであり、生活保護の実施にあたり決して望ましいものではないが、現状では収入の変動があったか否かについて判断することはできない。このため、処分庁は、指導指示書に「局長通知ク」ではなく、「局長通知キ 次官通知第8の1による収入に関する申告及び局長通知第3による資産に関する申告を行わないとき。」を記載し、指導指示事項の理由を明確にするべきであった。審査請求人は、指導指示書に記載の局長通知シ、スについてもその違法性を主張しているが、処分庁が求める面談や必要な申告に応じていないことから、処分庁の指導指示が違法であるとはいえない。

指導指示書の記載に改善の余地はあるものの、長期間にわたり、処分庁の求めに応じない状況は、生活保護の公平性の観点からも改めるべき状況であり、処分庁が審査請求人に対して実施した指導指示は、違法性はないものと判断できる。

(2) 本件処分の相当性について

本件処分は、処分庁からの訪問や面談等に関する通知、指導指示に対し、審査請求人は長期間にわたり応じず、改善しなかったことから、法に基づき実施した処分であり、相当性を欠く処分とはいえない。

(3) 手続上の瑕疵について

ア 理由付記

本件処分決定通知書には、停止の理由として「指導指示違反により停止します。」と記載されている。本件処分についての指導指示は、令和2年3月4日、24日、4月9日の3回である。指導指示事項として、「来所し面談、必要な申告を行うこと」「生活保護費を受け取

ること」「適切な保護実施のための訪問に応じること」が記載されており、また、弁明の機会付与通知書には保護の停止処分をしようとする理由として、上記3回の指導指示に従わなかったためと記載されている。

したがって、審査請求人において、本件処分決定通知書に記載されている「指導指示」が何を示しているか理解することは容易であり、本件処分の理由を十分認識できるものと判断できることから、理由記載不十分であり、瑕疵ある処分とまではいえない。

イ 弁明の機会について

審査請求人に対する、処分庁の弁明の機会の付与は法に基づく手続を経たうえで行ってきたものであり、弁明の機会の付与が不十分であるとはいえない。

第5 審査庁の判断 審理員の意見と同旨

第6 調査審議の経過 令和2年12月24日 審査庁から諮問書提出 令和3年 3月31日 審議

第7 審査会の判断

1 審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 本件処分手続について

処分庁は、本件処分の理由及び法の規定に基づく保護停止決定処分であることを示した上で、書面で本件処分を行ったものであり、手続上の違法性及び不当性は認められない。

なお、本件処分に係る理由付記の程度及び弁明の機会の付与に係る点については、3(3)において述べる。

3 本件処分に係る争点について

(1) 本件処分の根拠となった指導指示について

ア 本件処分の根拠となった指導指示を行う場合の該当性

(ア) 法第27条第1項では、保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができることとされており、保護受給中における指導指示として、特に局長通知第11の2(1)に列挙されている状態にある場

合については必要に応じて法第27条第1項による指導指示を行うこととされている。

(イ) 審査請求人に該当するとして、処分庁が指導指示書に明記した項目については、局長通知第11の2(1)ク「世帯の変動等に関する法第61条の届出の義務を怠り、このため保護の決定実施が困難になり、又は困難になるおそれがあるとき。」、シ「最低生活の維持向上又は健康の保持等に努めていない等被保護者としての義務を怠っていると認められるとき。」及びス「その他、保護の目的を達成するため、又は保護の決定実施を行なうため、特に必要があると認められるとき。」の3項目となっている。

(ウ) 局長通知第11の2(1)クに関し、法第61条では「収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたとき」に届出を義務付けており、次官通知第8の1(1)では、被保護者の収入に関し、申告を行わせる場合として「当該世帯の収入に変動のあつたことが推定され又は変動のあることが予想される時」と規定されている。

本件についてみると、処分庁は、次官通知に基づき、審査請求人に対して収入に関する申告を求めていると解される所、審査請求人については、世帯の構成等に変動がないことを理由にこれに応じていないものと認められる。

指導指示を行う場合として、局長通知第11の2(1)クでは「世帯の変動等に関する法第61条の届出の義務を怠り」とされており、審査請求人については、平成25年5月15日以降、処分庁との面談等に応じていないことから、処分庁は届出義務の有無について判断できる情報を把握していないものと推認される。したがって、本件については、審査請求人に対して求めた収入に関する申告が為されないことについて、局長通知第11の2(1)キ「次官通知第8の1による収入に関する申告及び局長通知第3による資産に関する申告を行わないとき。」に該当するとして、法第27条第1項による指導指示を行うことが適当であると認められる。しかしながら、審査請求人は、現に収入に関する申告に応じていないことから、このことについて著しい不当があるとまではいえない。

(エ) 局長通知第11の2(1)シに関連して、法第28条第1項では、保護の実施機関は、要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができるとしており、同条第5項においては、要保護者が医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる旨が規定されている。

本件についてみると、処分庁は、同条第1項の規定に基づき令和2年3月4日付で検診命令書を交付し、同検診命令に従わず病院受診をしないことをもって局長通知第11の2(1)シに該当すると同年8月17日付の弁明書において主張している。処分庁は、審査請求人が医師の検診を受け、体調が改善したところで面談をすべく検診命令を行ったものと認められ、検診命令に従わない審査請求人については、法第60条が規定する健康の保持及び増進等に努めることとする生活上の義務を怠っているとしても矛盾はない。

よって、審査請求人は局長通知第11の2(1)シ(最低生活の維持向上又は健康の保持増進等に努めていない等被保護者としての義務を怠っていると認められるとき)に該当しているとする処分庁の主張は妥当であるといえる。

(オ) 局長通知第11の2(1)スについて処分庁は、審査請求人は資産・収入申告を求める書面にも応じたことはなく、審査請求人に関して、資産状況、身体状態、精神状態、生活環境、そもそも生存しているのか等、何一つ把握できていない状況は異常であり、6年以上もの間、一切の情報の提供を受けていない現状は、審査請求人に対して面談を求めることが「特に」必要であると認められて然る事情であると主張する。

処分庁は、これまでに審査請求人宅への訪問や不在連絡票の投函により審査請求人との接触を試みるも、不在により訪問調査が行えず、令和元年度以降の審査請求人の対応として、令和元年10月24日付、令和2年1月13日付、同年3月2日付及び同年4月28日付で処分庁宛てに手紙を送付した事実並びに令和2年1月21日に処分庁職員が審査請求人宅を訪ねた際にドアを開けて顔を見せた事実は認められるも、いずれの対応も、処分庁が求める審査請求人の資産状況、身体状態、精神状態及び生活環境等を明らかにするものとは認められない。

上記の経過に鑑みても、審査請求人は局長通知第11の2(1)ス(その他、保護の目的を達成するため、又は保護の決定実施を行うため、特に必要があると認められるとき)に該当しているとする処分庁の主張は妥当であるといえる。

(カ) 以上から、本件処分の根拠となった指導指示を行う場合の該当性について、適示すべき項目の一部に改善の余地はあるものの、そのすべてが審査請求人に該当しない訳ではなく、そのことによって本件処分を取り消すべき違法又は不当があるとまではいえないことから、審査請求人の主張を採用することはできない。

イ 必要最少限度の指導指示

(ア) 法第27条第2項では、「前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならない。」と規定されており、本件処分に係る指導指示が必要最少限度であったか否かが争点となる。当該指導指示については、令和2年3月4日付、富01福祉発第●●●●号の指導指示書においては「①富士吉田市社会福祉事務所に来所し面談、必要な申告を行うこと。②生活保護費を受け取ること。③適切な保護実施のため訪問に応じること。」とされ、令和2年3月24日付、富01福祉発第●●●●号及び令和2年4月9日付、富士02福祉発第●●号の指導指示書においては「①富士吉田市社会福祉事務所に事前に連絡を行い、来所し面談、必要な申告を行うこと。」とされている。

(イ) 上記③の指導指示に関し、局長通知第12の1では、家庭訪問について「世帯の状況に応じて必要な回数を訪問することとし、少なくとも1年に2回以上訪問すること。」としており、訪問調査の目的について「要保護者の生活状況等を把握し、援助方針に反映させることや、これに基づく自立を助長するための指導を行うこと」としている。調査の目的に鑑みても、上記指導指示が必要の最少限度を超えた指導指示であるとはいえず、審査請求人は処分庁の訪問調査に対して甘受すべき立場に立つものと評さざるを得ない。

上記①の指導指示に関し、審査請求人は6年以上もの間、局長通知第12の1において少なくとも1年に2回以上とされている訪問調査に応じていないことから、処分庁は、不在等を理由に調査ができないという事態を避けるため、実行性を持たせるために来所による面談を求める当該指導指示を行ったものと認められる。審査請求人は、継続した体調不良等を申し立てているものの、法第60条に規定する生活上の義務に基づき、医療機関への受診等により改善を図るべきであるところそのような経過は認められないことから、処分庁に来所の上、面談及び必要な申告をすることとする指導指示が必要最少限度とはいえないとする審査請求人の主張は、資産状況、身体状態、精神状態、生活環境、そもそも生存しているのか等、何一つ把握できていない状況は異常であり、特に面談を要する状況であるとする処分庁の主張を覆すものとは認められない。よって、処分庁に来所し面談、必要な申告を行うこととする指導指示は必要最少限度の内であり、社会通念上著しく妥当性を欠くものとはいえない。

また、審査請求人は、指導指示の内容が客観的に実現不可能又は著しく困難である場合には、当該指導指示に従わなかったことを理由に法第62条第3項に基づく保護の廃止等を行うことは違法となると主張しているところ、上記のとおり、本件指導指示は必要の最

少限度の範囲内であり、審査請求人に対する指導指示が客観的に実現不可能又は著しく困難であるとする客観的事実が認められないことから、審査請求人の主張について採用することはできない。

(ウ) 以上から、審査請求人に対する本件指導指示については、必要の最少限度の範囲内であるとして、違法又は不当な点は認められない。

ウ 具体的聴取内容の明示

本件指導指示書には、審査請求人の現状について、「生活保護の継続が必要な状態にあるのか、適切な支援ができていないのか等が把握できていない」と記載されており、このことについて処分庁は、審査請求人の現状について面接により明らかにすることを本件指導指示の目的としており、審査請求人の状態を全く把握できていない状況でこれ以上の理由を明記することは困難であると主張する。

具体的聴取内容が明示されるべきとする理由は、審査請求人に対し当該指導指示の必要性を明らかにすることであると解される場所、本件指導指示書の記載から、審査請求人が指導指示の目的を全く了知し得ないとまではいうことができず、これにより審査請求人に不利益を生じさせるものでもない。したがって、具体的な聴取内容が明示されていない本件指導指示は不相当であるとする審査請求人の主張は採用できない。

(2) 本件処分の相当性について

本件指導指示については、処分庁に来所し面談、必要な申告を行うこと等であるが、面談の必要性については、上記第7の3(1)イで述べたとおりであり、処分庁職員との面談の実現が極めて困難であるとする客観的事実が認められない。

また、処分の相当性については、被保護者が書面による指導指示に従わない場合については、局長通知第11の2(4)において、「必要に応じて法第62条により所定の手続を経たうえ当該世帯又は当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行うこと。」とされており、指導指示に従わない場合の取扱いの基準については、課長通知第11問1の1において、「当該指導指示の内容が比較的軽微な場合は、その実情に応じて適当と認められる限度で保護の変更を行うこと。」とされ、課長通知第11問1の2においては、保護の変更によることが適当でない場合は保護を停止することとされている。

本件についてみると、指導指示事項としている直接の面談については、審査請求人の生活状況等を把握し、援助方針に反映させることや、これに基づく自立を助長することが目的であることに鑑みると、保護の実施上軽微な事項であるとはいえず、審査請求人が当該指導指示に従わ

なかったことに対し、保護の停止が相当であるとした本件処分に違法又は不当な点は認められない。

(3) 手続上の瑕疵について

ア 理由付記

(ア) 行政手続法第14条では、不利益処分の理由付記について規定しており、本件処分が同条に反し、違法であるかが問題となるが、法第62条第5項は、「第3項の規定による処分については、行政手続法第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない」と規定しており、同項に基づく処分について、法は行政手続法第14条を適用除外としていない。

(イ) その上で、本件処分は十分な理由付記を欠く処分として、行政手続法第14条に反し、違法であるかという点について、一般に法律が行政処分に理由を付記すべきものとしている趣旨は、「行政庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立に便宜を与える」ことにより、行政処分に理由を付記すべきものとしている場合に、「どの程度の記載をなすべきかは処分の性質と理由附記を命じた各法律の規定の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべきである」とされている（最高裁判所昭和38年5月31日判決・民集17巻4号617頁）。

(ウ) 本件処分決定通知書についてみると、本件処分の理由として「指導指示違反により停止します。」と記載されているところ、処分庁は、先に令和2年5月1日に停止処分を行うと通知した際に法的根拠は示していると主張する。令和2年4月22日付で処分庁が審査請求人宛に通知した本件弁明の機会付与通知書を見ると、「生活保護法第62条第3項に基づき、令和2年5月1日（金）に保護の停止処分を行います。」とし、保護の停止処分をしようとする理由については、「生活保護法第27条第1項に基づき、令和2年3月4日付富01福祉発第●●●●号、同年3月24日付富01福祉発第●●●●号、同年4月9日付富02福祉発第●●号により行った指導指示に従わなかったため。」とし、根拠となる法令及び原因となる事実関係に係る記載が認められる。

法第62条第4項では、弁明の機会を与える場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由を通知しなければならないと規定しており、本件弁明の機会付与通知書において示された保護の停止処分をしようとする理由が本件処分の理由と相違がないことについて審査請求人が了知することは困難ではないことから、審査請求人による不服申立ての便宜を著しく損なうものであるとは認められない。

よって、本件処分決定通知書に記載された処分の理由について、取り消されるべき違法又は不当があるとまでは認められない。

なお、審査請求人は、令和2年9月18日付の処分庁の弁面書における「法第27条1項に基づく指導指示、法第28条第1項に基づく検診命令にも従う様子は認められず、処分庁では極めて悪質であると判断し本件処分を決定し施行した」との記載から、処分庁は検診命令に従わなかったことを本件処分の根拠の1つとしたことを明らかにしているとするが、この点については、審査請求人が法第28条第1項に基づく検診命令に従わないことについて処分庁は悪質性を認定しているに過ぎず、あくまでも本件処分の理由については、一連の指導指示書及び本件弁明の機会付与通知書から、本件処分決定通知書に記載された指導指示違反であると解されることから、審査請求人の主張は違法性又は不当性の判断に影響を及ぼすものではない。

イ 弁明の機会の保障

(ア) 弁明の機会について法第62条第4項では、保護の実施機関は、保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない旨規定している。

本件処分は保護の停止処分であることから弁明の機会の付与を要するところ、審査請求人に対し、令和2年4月22日付で弁明の日時を同年4月30日午後3時、弁明の場所を富士吉田市社会福祉事務所とする弁明の機会付与通知書が発出されている。

上記通知を受け、審査請求人から令和2年4月28日付で処分庁に対し手紙が送付されており、同手紙からは、以前から訴えていた体調不良に加え、最低限度の生活も送れていないため、処分庁へたどり着けるような体調ではない旨、処分庁のように「被保護者は人権を制限されてもやむを得ない」との差別的な考えを持った者が被保護者への支援を行えるとは思えない旨の記載が確認できる。

上記手紙を受け、処分庁は、令和2年4月30日付で審査請求人に対し通知を発出しており、同通知には、同日に審査請求人からの手紙を受領した旨、審査請求人の自宅において面談を行うことも可能である旨、面談により保護を要する状態であることが確認できたら保護の停止を解除する旨、面談の日程調整を行うため、処分庁宛に連絡を行うよう要請する旨が記載されている。

上記通知に対して審査請求人による応答はなく、弁明の機会として指定された日時場所に審査請求人が現れなかったことから、処分庁は本件処分を行っている。

(イ) 審査請求人は、通知から8日後に来庁が必要な面談をもって弁明の機会の付与とすることは、審査請求人に対する弁明の機会が実質的に保障されているものとはいえないと主張するが、弁明の日時については、「予定されている処分の性質・内容、原因行為の態様等に照らし、処分行政庁が合理的な裁量判断によって決すべきものである」と判示されている（名古屋地裁平成18年9月25日判決）。本件弁明の機会については、審査請求人が処分庁の指導指示に従わないことをもって保護の停止処分を行うに先立ち処分庁が設けたものであるが、本件処分については、審査請求人自身に係る事象であり、事実関係の確認に要する時間もそれほど長時間を要するものとは解されず、審査請求人に付与された8日間という期間が極端に短いものとは認められない。

また、審査請求人は、令和2年4月28日付の手紙により、処分庁へたどり着けるような体調ではないことを申し立てているものの、これまでに医療機関の受診等、健康の保持及び増進に努めている経過は確認できないことから、処分庁が審査請求人の体調不良を認識するに至る客観的事実とは認められないといわざるを得ない。加えて、本件弁明の機会付与通知書において、あらかじめ弁明書を作成し持参することとされており、弁明の日時までには弁明書を作成し送付することも考えられるところそのような事実は認められないことから、審査請求人に改めて書面により弁明を行う意思があることを窺い知ることはできない。

よって、処分庁が行った弁明の機会の付与について、審査請求人に対する弁明の機会が実質的に保障されていないとは認められず、処分庁のかかる手続に違法又は不当な点は認められない。

(4) なお、審査請求人のその余の主張は、本件処分の違法性又は不当性の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上から、本件処分を行うに際しての審査過程に看過しがたい過誤欠落は認められず、本件処分に違法又は不当とすべき事実も認められない。したがって、本件処分に係る審査請求には理由がないと認められるため、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

山梨県行政不服審査会

委員 信田 恵三

委員 實川 和子

委員 中島 朱美